

平成18年度の加東市国民健康保険税率が決まりました

国民健康保険(国保)は、万一の病気やけがに備えて加入者がお互いに助け合う制度で、職場の健康保険などに加入している人や、生活保護を受けている人以外は、国保に加入しなければならないことになっています(国民皆保険制度)。

国保事業の運営は、加入者のみなさんから納めていただいた国民健康保険税(国保税)と国や県・市の公的負担、退職者医療制度による被用者保険が負担する交付金などを財源として、医療費やいろいろな給付(出産育児一時金や葬祭費・結核医療給付金など)を行っています。

近年、医療技術の進歩などによる医療費の増加や高齢者に係る制度改正や介護保険事業の進展に伴う財政負担の増加に対し、加入者の所得の低下など国保会計運営が厳しい中、旧3町の合併に伴い加東市としての平成18年度国保税率が決まりました。

健全な国保財政を維持するために、みなさんのご理解とご協力をよろしくお願いします。くわしい税率などについては次のとおりです。

国保税の算定方法

国保税は所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の4つから構成されています。

		医療給付費分	介護納付金分
所得割額	被保険者の平成17年中の基準総所得金額に対し	6.8%	1.65%
資産割額	被保険者の本年度の固定資産税額に対し	20.0%	5.3%
均等割額	被保険者1人ごとに	28,000円	9,700円
平等割額	1世帯ごとに	24,000円	5,700円
～	の合計額が1年間の国保税額です。ただし最高限度額は右の表の通りです。	530,000円	90,000円

介護納付金分は、国民健康保険に加入されている40歳から64歳までの方に課税されます。

国保税の減額

国保の世帯主及びその世帯に属する被保険者の合算した所得が次のような場合には、国保税が減額されます。

* あらかじめ減額される場合

	医療給付費分	介護納付金分
【7割軽減】前年の所得金額が33万円以下の世帯	均等割額1人につき、19,600円 平等割額1世帯につき、16,800円	均等割額1人につき、6,790円 平等割額1世帯につき、3,990円
【5割軽減】前年の所得金額が33万円+(被保険者数(世帯主を除く)×24万5千円)以下の世帯	均等割額1人につき、14,000円 平等割額1世帯につき、12,000円	均等割額1人につき、4,850円 平等割額1世帯につき、2,850円

* 本人の申請により減額される場合

	医療給付費分	介護納付金分
【2割軽減】前年の所得金額が33万円+(被保険者数×35万円)以下の世帯	均等割額1人につき、5,600円 平等割額1世帯につき、4,800円	均等割額1人につき、1,940円 平等割額1世帯につき、1,140円

この減額を受けるには、減額の申請書をあらかじめ指定された期日までに提出し、かつ、一定の要件を満たす必要があります。

国保の加入や脱退の手続きと医療に関することは、加東市市民課(滝野庁舎)保険年金係(☎48-3004)へ
国保税に関することは、加東市税務課(社庁舎)国保税係(☎43-0397)へお尋ねください。

7月は国民年金保険料免除・猶予申請の時期です

国民年金保険料(平成18年度:月額13,860円)のお支払いが経済的に困難な場合は、「国民年金保険料の免除・猶予制度」をご利用ください。

申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・平成17年4月1日以降に会社を退職された方は離職票、雇用保険受給資格者証または健康保険厚生年金資格喪失証明書の写し

申請先 各窓口センター

保険料全額免除または若年者納付猶予(一部納付を除く)が承認された方が、申請時に翌年度以降も申請を行うことをあらかじめ希望(申請書の申請者記入欄の「はい」に記入)された場合は、あらかじめ申請を行わなくても、継続して申請があったものとして自動的に審査を行い、審査結果は社会保険事務所から通知(期間延長・期間延長非該当)が届きます。ただし、失業などの理由で特例的に全額免除または若年者納付猶予が承認された方や半額免除承認および申請免除不承認の方は毎年申請が必要です。

審査結果については 明石社会保険事務所 ☎078-912-4916(代)

免除・猶予申請については 加東市市民課(滝野庁舎)保険年金係 ☎48-3004

老人医療費受給者(65歳から69歳の方)の方へ

受給者証有効期限の短縮について
老人医療費受給者証の有効期限が最長平成18年9月30日までとなり、例年より有効期限が短くなっています。(老人医療費の限度額について一部制度改正が予定されているため)
平成18年10月以降の老人医療費受給者証については9月末に送付します。

乳幼児・母子家庭・重度障害者・高齢重度障害者医療費受給者の方は受給者証有効期限の変更はありません。

問い合わせ 加東市市民課(滝野庁舎)
保険年金係 ☎48-3004